

特 32

562

事

明

治

太

平

記

主

編

下

村井靜馬編輯

鮮齋永濯畫

# 官許明

類國史  
屬樺史  
冊四十二  
函共六

# 記全

東京書林

延壽堂北發兌

明治太平記十二編卷之二

東京 村井靜馬著

備も彼の島に構へ下城へ永宗城と號けつ余せる堅城  
よひ有まどられど尚若干あ守兵はろろん我が兵既ふ東  
門に向ふと見るよう白衣を着せし兵士等が矢間より矢を  
射出し或は火繩筒を打掛て爰と先途と防ぎまど前へ進  
みし水夫が一個乍ち其所へ撃仆され一個の腰を射らむ  
故小笠原中尉角田少尉等夫と見るより焦燥ちく

村井靜馬編輯

鮮齋永濯畫

# 官許明

類國史  
屬碑史  
冊四十二  
函七

第五〇第

# 記全

東京書林

壽堂北段兌

明治太平記十二編卷之二

東京 村井靜馬著

備も彼の島に構へ下城の永宗城と號けり余せる堅城  
 ろ有まどこれと尚若干の守兵のちりる我が兵既東  
 門に向ふと見るより白衣を着せし兵士等が矢間より矢を  
 射出し或は火繩筒を打掛て爰と先途と防ぎて前進  
 水夫が一個乍ち其所へ撃つされ一個の腰を射らる  
 故小笠原中尉角田少尉等夫と見るより焦燥ちり

斯る小城と攻落さんとて何時迄遅々たる夏やりの  
 軍へ憑る物あるごとく矢庭ふ石垣ふ攀登り塀とつゞくと  
 乗越へつ城内ふ入るや否や内より東門と押開き頻々喇叭  
 を吹立ると是より氣を得し海兵水夫等一度ふづつと込入り  
 つ筒先揃へて小銃と連発よ及びあどまる其中ふ隊分として  
 疾くも南門の方へ廻り這所彼所より火と放ぎ本艦より  
 も大砲と屢城内ふ打込きたる勢ひ最もまきまきしつれを韓  
 兵大よ駭き周章てまへ大軍の乱と入りしぞ逆も叶ぬを

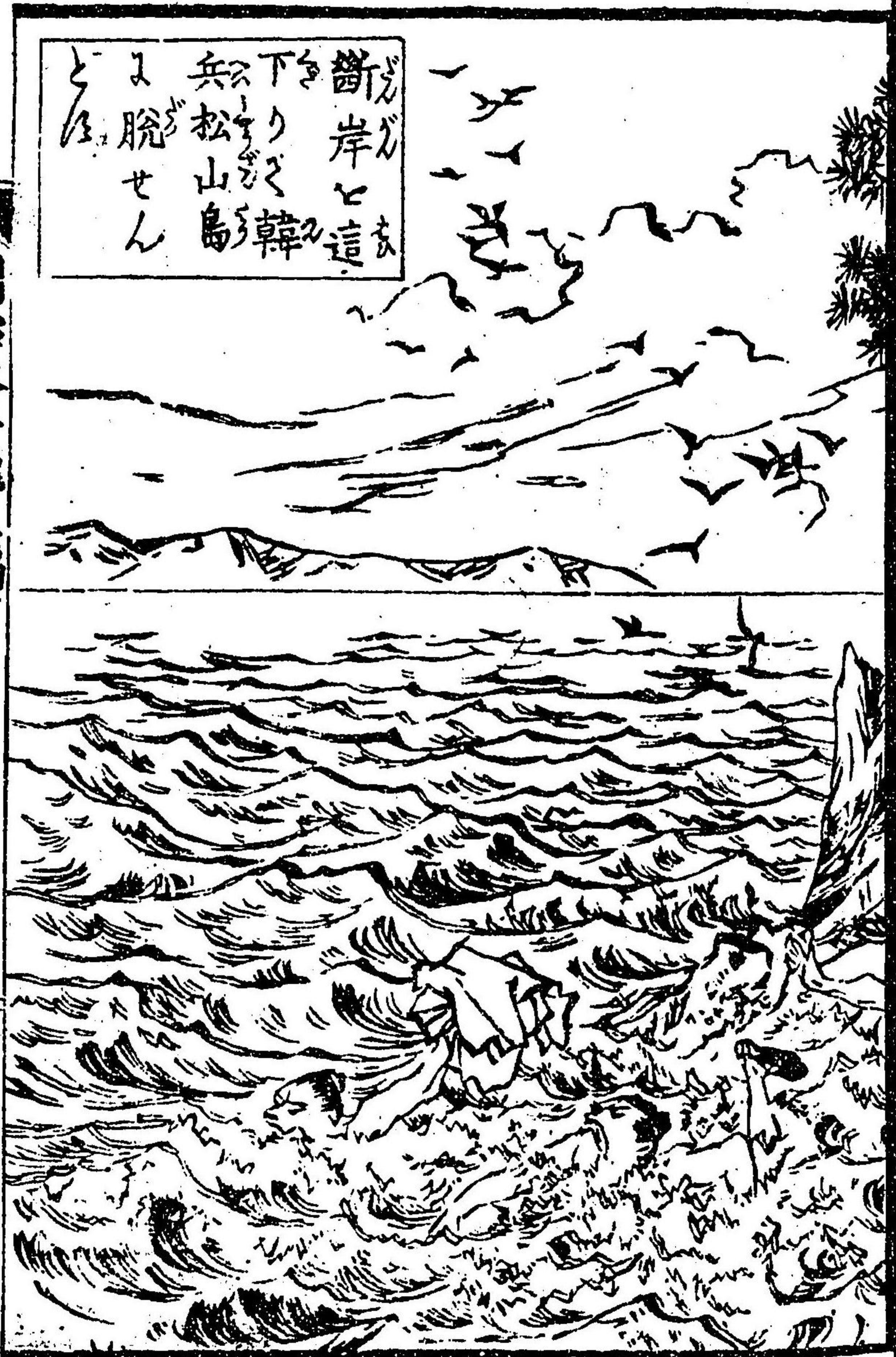
逃よと隊長歩兵の別ちまき皆悉く西の門より先と争ひ  
 駈出せし我が兵僅くふ六名しそ万世橋と諦けし門外の  
 橋と絶切しつて韓兵等いま逃道と失ひ狼狽騒ぎて西南  
 の断岸と這下り向ふ不見ゆる松山島より如何ゆもあしつて遁  
 是行くと各衣服と脱捨て其儘海へ飛入りつれど折柄満  
 潮あるが故よ輒く渡るとを得き甚ど困難として居る所  
 と我が海兵等へ夫と見て狙ひ撃ふしつる故終り廿四人を  
 打取り松山島より遁き付しつ僅くふ六七人と言ふ後より死

骸を改り見しふ彼打取りし者のうちみ將令と覺し  
 きが一個有り此者の着服の袖の赤く脊の茶色に士卒  
 の体み見へざると其餘溺死したる者の幾許の人数は知  
 らざ又所々の物陰に隠れ居る韓兵を獵り出して搦捕  
 る者既にして十二人其内は指揮官と見え彩配を携へ  
 たる者三人ありと聞へたり這は是九月廿一日の午前十一時  
 頃の夜よりして斯く速く落城せしと偏ぬ兵士が奮勇あ  
 べし憚て此音報知し及べの頃て艦長井上小佐その他附

属の士官等のうち甲乙此島に上陸せしれに城中を改  
 むるも則ち大砲三十六門外は弓矢銃刀鉄炮の類を初め  
 として太鼓喇叭書物などを是彼と分捕せし後生捕の韓兵は  
 命じて是を本艦に運びし城の日の丸の旗を立てりの  
 兵を留置て今も朝鮮の王城より兵を操出に來らんとい  
 目み物見せて追拂えんと其手配を倣せしと内地の方へ静  
 まり返るる兵と出まの形勢もあく只一発の砲声きき聞え  
 めに我が勢ひも恐怖するとの故あらんう兎角はるうら其



断岸と這  
下り韓  
兵松島  
又脱せん



日も暮ても更も抗入敵のわらわ張合校せし兵士等が  
折々関の声を上げて空しく島をもち守まへ又本艦も在る  
輩の甲板の上も酒宴と設け永宗城も燃上る火焰と看  
み蓋を廻らし時々かの島と鯨波と合せて愉快の色と露  
もうち既にその其夜も明きと敵地の何とも寂寥よりと  
兵船の寄る景色もわらわ終るは是迄と思ふも島の  
兵士も船も引くせ三日の早天も雲揚艦の錨を上げて出帆し  
及ぶ程も海路を行く夏六日より長崎に着し此趣きを

電信とりて直さぬ東京へ報知あり因に森山権大丞を韓地へ  
遣はれたるも尚も朝議在せしれ明治八年十二月十二日更  
も陸軍中将兼参議開拓長官黒田清隆ぬし特命全権  
辨理大臣と同一同廿七日も議官井上馨ぬし特命副全権  
辨理大臣として俱も朝鮮へ遣はさるゝ宜しく談判も及ぶし  
との詔命と奉いらして同九年一月六日も兩大臣より宮外  
務大丞を始め諸省の官員數十名その他陸軍海軍の兵  
隊を従へて東京を發途せし品川より大臣等より玄武

九ノ乗船あり其餘の護送の船々み乗りて出帆し及び一ノ既  
 前も言ふ如く小國など朝鮮の最も偏固の國柄あり  
 只舊習との守り事の改まるを好まぬの事云揚艦  
 て永宗城を攻落したる夏又西に假令使節を遣はさ  
 談判し及ばざるも輒く承服の致さず時機よりて  
 兵端を開く夏も至らんうと我が日本の人々ハ知るも知  
 らぬも胸と痛み卒と言つて兵よ加つて一臂の力を尽さんと  
 義勇あつても尠なりと頻りふ韓地の一左右を待より

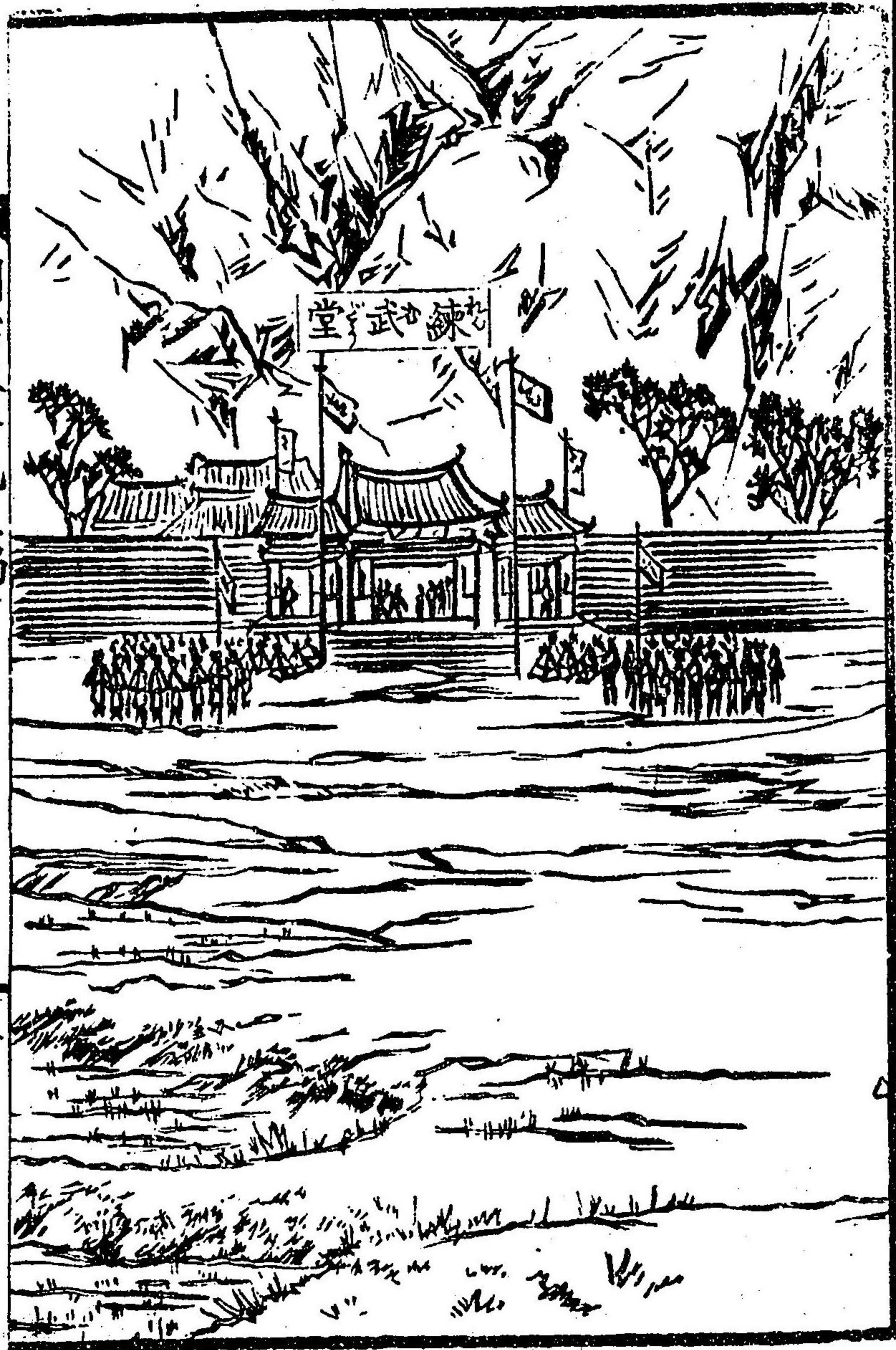
外ハありし一ノ諸君も黒田井上の兩大臣の隨従の官身及  
 び兵士と侶俱し頻りふ船と急がせり既し一月十五日ハ朝  
 鮮釜山浦し着船しあり爰し七日の間逗留あり釜山  
 より都までハ余程の里數あり故に憊る間遠る所より  
 談判し及ぶと迎も急使きたりふねが都に近き  
 江華島し至り是非ハ國威を貫くやうある應接し及ぶ  
 釜しと廿三日ハ此港を發し數艘の船を引俱して夫よ  
 り水路よりち廻りて廿五日ハ華料島し着し廿九日ハ大



阜島に至り、二月四日、江華島の這方より頂山鳴る  
 船と寄せ、爰より一通りの掛合ありて十日、江華島より着  
 岸せらる。夏より及べり、始り我が軍艦の彼國より来込まへり  
 尙も敵より備へりて抗ふ事もあるべきり、其時、武  
 威と顯ひ、只一擧に撃崩さんと、兵士等片唾と呑んべ  
 居たる、我が思ふより引替へ渠等、去年の一戦、懲  
 果、這回も日本の大軍来りて如何ある、乱暴ふる會  
 はん、とて安き心もあらず、所へ軍艦數艘乗込、とてびまをり

敵のわが寄せ、とて島人等、皆色と失ふ、老人或は婦幼  
 何をも荷物と脊負ひ、杯とて山手の方へと逃るものあり  
 周章大方あり、が我が船より聊も乱暴の体あり  
 ざる、とて少く安堵為とて、大臣方の逗留のうち、女の一  
 個も見えざり、とて然るまじく玄武丸以下の船々、江華  
 島に至るや、否や程、た所、碇と下、豫て此地で談判、及  
 ぶべきの筈あり、とて兩大臣以下宗徒の方々、頓て上陸せられ  
 先づ此島の景況と見る、奇峰巖々として連あれ

我が始り  
臣始り  
江華府の  
練武堂  
至らる



ども秀山多く樹木多し地味も随ッて堅く土人の家  
 も市街も又至りて不掃除あり江華府の島の中より  
 海岸と去る隻一里をり此府の周圍三里の最も山城あり  
 故に谷へ掛て石垣と築きめらるる頗る堅固の構へて朝  
 鮮三府の一ヶ所あり茲に京城と去る隻凡十四里國王非常の  
 時此地を假の都とす然も家数に僅く五  
 千軒と過む殊更多く茅屋根を壁も床も土を塗り  
 建方も多く矮く穢し一ヶ所中官舎と見ゆるは總て瓦葺

むとど介をりの家も一斯て我が大臣等の上陸に及ぶ  
 ども彼國人が案内として副帥營と号する旅館に誘ひ入  
 りて這に此府中の一と争ふ善き建築とりて隻より手  
 廣く建つれと柱の四本限りて床の上の敷物も多く  
 例の不掃除で垢塵だらけは是非なく爰に座を  
 れば彼國東萊の訓導玄昔運と差備官李瀛秀の二個が  
 来りて着港を祝し安否を問ふは是等の隻の果て後更  
 し兩大臣の大禮服を着せられ海軍の兵等警護に

沙都通判衙門は赴き第一第二の門を経て爰に護衛隊  
半隊留り残る半隊の兵士等へ階下まで引俱して其邊に一列に  
立しめ大臣より徐々と館内へ進み昇らるるに朝鮮政府の  
大臣判中府事申摠と副大臣都總府副總管尹滋承がその  
席へ立出しが申摠は二品官より年齢六十五六歳尹滋承は二  
品官より五十歳をりに見ゆる俱し彼國の高官あるが恭く  
禮を爲して初對面の口誼を演れ黒田井上の兩公も是より亦ぞ  
る挨拶ありて此日の何等の応接もなく其終旅館へ立歸られ

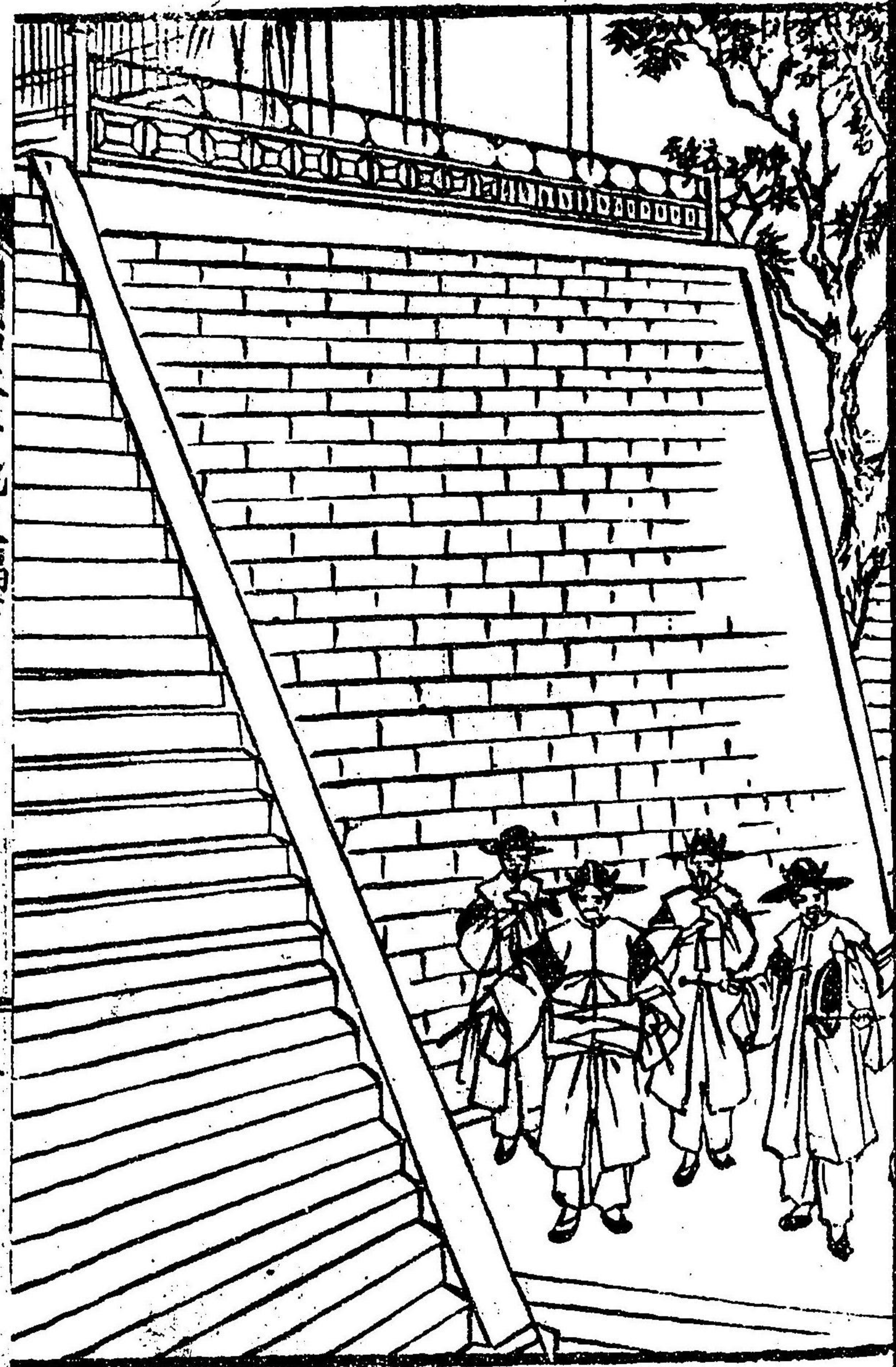
しふ又彼方の大臣も即日旅館へ來訪して答禮し及びたり  
恁て翌十一日より兩國間の事件を判トらるる事を決し既に  
其日ふありぬは午後一時は旅館を發して西門の内より  
練武堂に至らるれば彼方の大臣も出張して則ち事を議さる  
よ及び我が大臣より申さるるの大政王室は復してより大變革の  
及びて朝鮮との交際も従前の弊風を改め猶交りて厚  
くせんと屢書簡を送ると雖も是を受ざるの事ありて却  
て不禮の舉動ありし夫等の所為を詰り問はし即今廣く

萬國と交りて結ぶの時節主とす所ハ舊弊と去てりも隣  
 交のより一深く一釜山の外ハ港を開きて貿易を利と俱  
 せん更自他の幸福あるべき杯と縷々談判し及ぶるまで即  
 答ふ及びごた大事件とせらるる故に此日ハさる議論も  
 五時過し至り談判終る彼方の大臣より饗應とて茶。ク  
 フスリ。生粟。乾柿。色餅。菓菓。梨子。ゆい玉子。鶏南蜜の  
 蕎麥と出で又音楽を奏しなり偕十三日も同刻より執事  
 廳と言ふ所を前日の如き談判し及ぶる渠ハ兎角ハ舊習

捨る絲姑息の論は渡さども黒田井上両大臣は最も烈しく  
 説付らして言破るべき辭もさく然とて我が意は随ひごた  
 渠も事情のなる更も彼の政府より懇願して十日の間  
 談判と猶豫するやう言出ると進ぶ辭をも致され兼てや  
 固く遷延し至らざるやう其期を約して帰館せしむるが渠が  
 情實を察するよりや十日の日の立つとも又左右と事し托  
 して日と延さんと計るあるべし斯く虚しく時日を費し至  
 急に功を奏し難しと両大臣の内談せらるる其月の廿一日荷物

を頂山島よ繫ぎし本艦よ積送り大臣方よを既よちや  
 船よ乗るき勢ひと彼方の大臣傳へ聞て驚くこと限りなく頗  
 りふ是とき留まど両公更よ肯で尤も隨従の官員の内西三  
 名と旅館よ残せ今日より四日の間よ渠等よ決答りて  
 と頗る本艦よ乗移るれば朝鮮の政府よ於て大臣自  
 餘の諸官人があつく會合做しつゝも種々内談よ及ぶやどふ  
 素より頑固の國風よ或は舊式よ差ふ杯と頻り論と答  
 せりもあまど嚮よ雲揚艦の乗込し時我が砲臺より謂なく

砲發做せし誤りもゆるげ今速くふ意と決せざれば宗永城  
 を撃つし如き又辛き目ふ合ふべきや日本ハ基氣疾た  
 国あり然バ彼の使臣等が時日の後ると厭ふの体よ本艦  
 へ退きし我が返答の有無よよろしく直り兵端を開くべ  
 き機會あり支疑ひまし今日日本の強兵と抗戦よ及ぶ  
 よ國中決死と究窮める須臾ハ支えられん全勝の策  
 りつとも覺へて固より隣交の國柄なき事と改むる好  
 まざる雖も今日の形勢ハ萬國斯の如くこゝろ我の因循



彼是の談判  
遂に熟して  
韓人の階下  
樂と奏を

田代大助  
言

小堀内膳

またきふりてむ宜しく渠が意に應じて釜山の外に港を開き  
廣く貿易し及んば支國に利するの所もあらず是兩全の策  
ありんと言へば申すの慷慨の士もあらず偏國の論と主張は  
我が舊習を改むる支國と俱に做すまじと尚も言張る所  
り衆議決定せざりしと既に四日と期限を約せし日間も切  
りんとするに臨み迎む抗辨及びがごとく渠等も思ひ定めけん  
返答を致すべき旨旅館へ申送りし黒田井上の兩大臣の更の上  
陸し及むるの廿六日の午前九時頃練武堂に出張らば彼方の

大臣等も出會して總て日本より掛合となる夏も術よく承  
服し及び則ち條約の趣き

修好條規

大日本國

大朝鮮國と素より友誼を敦く年所と歴有せり今兩國の  
情意未洽くうらむと視るに因て重く舊好を修め親睦を固ふ  
せんと欲し是を以て日本國政府に特命全權辦理大臣陸軍中  
將兼參議開拓長官黒田清隆特命副全權辦理大臣議官井



上警を簡と朝鮮國江華府に詣り朝鮮國政府ハ判中樞府  
事申樞都總府副總管尹滋承を簡と各奉むる所の  
諭旨に遵ひ議立せる條款を左に開列す

第一款 朝鮮國ハ自主の邦として日本國と平等の權を保有  
せり嗣後兩國和親の實と表せんと欲するは彼是互に同礼義を  
以て相接待し毫も侵越猜嫌するところなきを先從前交情阻塞  
の患と為せり諸例規と悉く革除し務めて寛裕弘通の法を開  
擴し以て雙方とも安寧と永遠の期を志す

第二款 日本國政府ハ今より十五ヶ月の後時に從ひ使臣を  
派出し朝鮮國京城に到り禮曹判書に親接し交際の変更  
務と商議せらる得べし該使臣或ハ留滞し或ハ直に歸國せらる  
も共に其時空に任まざる朝鮮國政府ハ何時にても使臣を派  
出し日本東京に至り外務卿に親接し交際事務を商議せ  
らる得べし該使臣或ハ留滞し或ハ直に歸國せらるも亦其時空に任ま  
る得べし

第三款 嗣後兩國相往復する公用文ハ日本ハ其國文を用ひ今より

十年間の添ふ譯漢文と以て朝鮮へ真文を用ふべし

第四款 朝鮮國釜山の草領項より日本公館より年来兩國

人民通商の地たり今より従前の慣例及歲遣船等の事を改

革し今般新立せる條款と憑準とるし貿易事務と措辦を

べし且又朝鮮國政府の第五疑を載る所の二口を開き日本人民

の往來通商を准聽せしむる所の場所を就き地面を賃借し

家屋を造営し又所在朝鮮人民の屋宅を賃借するも各其隨

意を任すべし

第五款 京師忠清全羅慶尚咸鏡五道の沿海より通商し

便利ある港口二箇所を見立たる後地名を指定し開港の期は

日本曆明治九年二月より朝鮮曆丙子年正月より共二數へて

二十ヶ月より當ると期とせしむべし

第六款 嗣後日本國船隻朝鮮國沿海に在り或は大風を遭

ひ又新糧に窮竭し指定したる港口に達する能はざる時何れ

の港灣にても船隻を寄泊し風波の險を避け要用品を買入る船

具を修繕し柴炭類を買求むると得べし勿論其供給費用は

總て船主より賠償せよと雖も是等の事よ就て地方官人  
 民とのふ其困難と體察し眞實の憐恤を加へ救援せらるるま  
 補給敢て吝惜せらるるべし猶又兩國の船隻大洋中を破壊  
 乘組人負何れの地方よても漂着する時其地の人民より即  
 刺救助の手續を施し各人の性命を保全せしめ地方官は届出  
 該官より各本國へ護送せらるる又其近傍に在留せる本國の官  
 員へ引渡せよ

第七款 朝鮮國の沿海島嶼岩礁従前審檢と経ざれば極め  
 危險とみまふ因り日本國の航海者自由の海岸を測量せよ准  
 其位置淺深と審ふし因誌を編製し兩國船客をして危險を  
 避け安穩に航通せよと得せよ

第八款 嗣後日本政府より朝鮮國指定各口へ時宜に隨ひ日本  
 商民と管理するの官を設け置くべく若兩國よ交渉する事件お  
 る時該官より其所の地方長官よ會商し之を辦理せん  
 第九款 兩國既に通好と経たり彼此の人民各自の意見に任せ  
 貿易せしむるし兩國官吏毫も干渉し關係せらるる事よ又貿易の



修信使金綺  
秀家内と  
玉體を拜と



明治天皇御紀

限制を立て或は禁沮せしむるを得ず倘し兩國の商民欺罔街賣  
 又ハ貸借償ハざるとりし時ハ兩國の官吏嚴重ニ該通商民を取  
 糾シ債欠と追辨せしむるハ但兩國の政府ハ之を代償せしむるの  
 理ナシ

第十款 日本國人民朝鮮國指定の各口ニ在留中若罪科  
 を犯シ朝鮮國人民ニ交渉する事件ハ總て日本國官員の審  
 判ニ歸ス若朝鮮國人民罪科を犯シ日本人民ニ交渉する事  
 件ハ均しく朝鮮國官員の查辨ニ歸ス尤双方とも各其

國律ニ據リ裁判シ毫も回護祖庇せしむる事なく務めて公平  
 且允當の裁判を示さん

第十一款 兩國既ニ通好を経たれば別ニ通商章程を設立シ

兩國商民の便利と與ふべし但現今議立せる各款中更ニ細目を  
 補添して以て遵照し便よまなき條件共自今六ヶ月を過ぎ

しハ兩國別ニ委員を命ジ朝鮮國京城又ハ江華府ニ會シ之商  
 議定立せん

第十二款 右議定せる十款の條約此月より兩國信守遵行の始

と云ふ兩國政府復之を變革せんと得ず以て永遠に及ばず兩國  
の和親を固ふまた一之が為に此約書二本を作り兩國委任の大臣  
各鈐印し相互に交付し以て憑信と昭しよるものなり

大日本國紀元二千五百三十六年明治九年二月二十六日

大日本國特命全權辦理大臣陸軍中將兼參議開拓長官

黒田清隆 印

大日本國特命全權副辦理大臣議官 井上馨 印

大朝鮮國開國四百八十五年丙子二月初二日

大朝鮮國大官判中樞府事 申 摠 印

大朝鮮國副官都總府副總管 尹 滋 承 印

斯の如く記載たるは何れも調印し及をせしと兩大臣より受取

り尚彼國より差置ぎ修信使を送るべき事と彼是と相約し

て爰に談判調へ此日も練武堂の階下よりあつて彼國の樂隊が

左右より立て樂を奏し且品々の饗應あり其事果て黒田公等ハ

副帥堂より帰館せられ即日小舟より打乗て頂山島の本艦よりち

乗り既に出帆といふに至り發砲の祝砲を船より放て渠よりち

又是ふ應むる祝砲とあん発せしとを介程の両大臣及び隨従の方々も此日彼地と發ししと海路最も速くふして三月四日の午前品川沖へ着せしれ次の朝十時頃新橋停車場へ至らるれば三條公を始めとして參議以下の官員方並に區戸長に至るまで各禮服を穿て出迎へしと爰よりして兩大臣の御召の御馬車お打乗らば前後と騎兵が打護りて稍正院に至らるれば主上の階上へ出御せりて兩大臣と迎へ給へば兩公の彼地の首尾と具さふ奏問も及たるれば歡感最も洩るるを勅語を下させられ後尚兩公は御酒

を賜ひて勞を慰さめりしとを實に這回の朝鮮の事件も我が國の威と情實が渠も貫通せざる時如何なる變より及ぶべきと兩大臣等の智辨といひ殊も天威の輝く故にさをも頑固の韓人も速く屈伏して三千余万の人民が何をも歡喜雀躍するを最を愛たは美事ありたり夫の備置き朝鮮への既し條約を破したる上を急ぎ信使を遣はさばしを極むが然れども朝鮮への航海の船ゆくは故に我が蒸氣艦を貸さ

事とあり金山湾より日本より迎ひの船と差越さるゝゆゑ則ち  
 朝鮮より修信使として禮曹參議金綺秀その他上り官上官  
 中官又下官等の輩を加へて總人数七十餘名國書致齋  
 らし土産を携へ彼の蒸気船より乗りて五月廿九日の朝  
 横濱に着港倣し即日鐵道より東京に入り正使金綺  
 秀ハ輿より乗り其餘上官まるゝ人力車より旗を立て樂を  
 奏しと行粧甚だ異あつた故に貴賤老弱あつて見  
 物ある者尠くは兎角し信使の一行を豫て設け置れ

たる神田錦町の旅館に着し斯く六月一日より金綺秀  
 等参朝し主上より謁し奉りし最も愛を我國の又  
 是美事のツふと云

明治太平記十二編卷之二終

版權免許明治九年二月廿四日





